



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月24日金曜日 第1503号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	1115
指定医療機関の廃止の届出.....	1115
指定医療機関の辞退.....	1115
解除予定保安林.....	1115
開発行為に関する工事の完了.....	1115
道路の位置の指定（2件）.....	1116

教育委員会規則

愛媛県硬式庭球場管理規則を廃止する規則.....	1116
--------------------------	------

教育委員会告示

平成16年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項.....	1116
平成16年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....	1117
平成16年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜実施要項.....	1119

告 示

○愛媛県告示第2018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成15年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
グリーン薬局	田窪康雄	越智郡伯方町大字木浦甲3448-1	平成15年10月1日
さつき薬局	有限会社 メディカルスタイル	南宇和郡御荘町平城3562番地	平成15年9月1日
吉村調剤薬局・城辺店	吉村調剤薬局有限会社	南宇和郡城辺町甲2463-2	平成15年10月1日

○愛媛県告示第2019号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

○愛媛県告示第2022号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第28号 平成15年10月7日	伊予郡松前町大字北川原字原端922番及び923番	伊予郡松前町大字北川原922番地 株式会社 アイモク 代表取締役 井上幸一
15西局丹土（開）第9号 平成15年10月8日	周桑郡丹原町大字池田609番8及び610番7	周桑郡丹原町大字願連寺478番地 青野真司

平成15年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
グリーン薬局	田窪康雄	越智郡伯方町大字木浦甲1601-1	平成15年10月1日
さつき薬局	清水貴行	南宇和郡御荘町平城3562番地	平成15年9月1日
吉村調剤薬局・城辺店	吉村すみ代	南宇和郡城辺町甲2463-2	平成15年10月1日
越智外科医院	越智道弘	今治市別宮町二丁目2-20	平成15年9月7日

○愛媛県告示第2020号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成15年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞 退 年月日
有限会社 天寿堂薬局	有限会社 天寿堂薬局	宇和島市恵美須町一丁目1番1号	平成15年9月30日

○愛媛県告示第2021号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
温泉郡中島町大字粟井丁23の8
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

15八局大土（開）第730 - 1
号の5
平成15年10月17日

大洲市東大洲1571番1、1572番1、1573番1、1573番2、1574番1、1580番、1714番1、1715番、1716番1、1717番1、1717番2、1718番1、1719番1、1720番、1721番、1722番、1723番、1724番及び1725番

東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社 ダイナム
代表取締役 佐藤 公平

○愛媛県告示第2023号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年10月24日

愛媛県知事 加戸 守行

1 道路の位置

北条市土手内字南畑184番1及び184番21

2 申請人の住所氏名

松山市北土居町593番地1

株式会社松井建設

代表取締役 松井 光太郎

3 図面省略

○愛媛県告示第2024号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年10月24日

愛媛県知事 加戸 守行

1 道路の位置

西宇和郡保内町喜木2番耕地207番1及び2番耕地208番1

2 申請人の住所氏名

八幡浜市産業通2番19号

昭栄不動産商事

代表者 魚海 浩昭

3 図面省略

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第12号

愛媛県硬式庭球場管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成15年10月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井関 和彦

愛媛県硬式庭球場管理規則を廃止する規則

愛媛県硬式庭球場管理規則（昭和28年愛媛県教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

平成16年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成15年10月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井関 和彦

平成16年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項

平成16年度愛媛県立中学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成16年度県立中学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中学校 160名

愛媛県立松山西中学校 160名

愛媛県立宇和島南中学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成16年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者

(2) 平成16年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別に出願を認めたもの

4 出願

入学志願者は、在籍する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先中学校の校長（以下「中学校長」という。）に入学志願書及び入学志願理由書を提出しなければならない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 調査書

調査書は、小学校長から中学校長に提出するものとし、その様式等については、教育長が別に定める。

6 面接、作文及び適性検査

(1) 入学志願者全員に対して、面接、作文及び適性検査を行う。

(2) 面接、作文及び適性検査を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成16年1月20日（火） 志願先中学校

7 入学者の選考

(1) 入学候補者の選考

中学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を総合的に判断して、入学候補者を選考する。

(2) 入学候補者の発表

入学候補者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成16年1月28日（水）

(3) 抽選による入学予定者及び補欠入学予定者の決定

ア 入学候補者数が募集人員を超える場合又は入学候補者数が募集人員を超えない場合で、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）立の中学校の1の学区について35人を超えるときは、次により公開して抽選を行い、入学予定者及び補欠入学予定者を決定する。

(ア) 抽選を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成16年2月1日（日） 志願先中学校

(イ) 抽選は、市町村立の中学校の1の学区について入学予定者数の上限を35人とする制限（以下「入学予定者数制限」という。）を設けて実施する。

(ウ) 抽選の方法等は、教育長が別に定める。

イ アに掲げる場合を除き、抽選は行わず、入学候補者を入学予定者とする。

8 入学予定者及び補欠入学予定者の発表

7(3)アにより決定した入学予定者及び補欠入学予定者については、抽選日当日に発表する。

なお、発表の方法等については、教育長が別に定める。

9 入学予定者の欠員の補充

入学辞退その他の理由により、入学予定者に欠員を生じた場合は、7(3)アにより決定した補欠入学予定者の中から、入学予定者数制限を適用して、これを補充する。

なお、欠員を補充する期間、その実施方法等については、教育長が別に定める。

○愛媛県教育委員会告示第4号

平成16年度愛媛県立高等学校入学選抜実施要項を次のように定める。

平成15年10月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成16年度愛媛県立高等学校入学選抜実施要項

平成16年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

1 平成16年度県立高等学校の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学年においては、それぞれに属する2以上の学科について、一括して募集することができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

第3 一般入学選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成16年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 出願

入学志願者は、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は直接）、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。この場合において、全日制の課程と定時制の課程とを併願することはできない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

3 出願調整

入学志願者は、入学願書受付締切り後、教育長が別に定める期間中、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。

4 報告書

中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 調査書

(2) 学習成績等一覧表

5 学力検査

入学志願者全員に対して次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

ア 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

イ 定時制の課程

国語を入学志願者全員に受検させることとし、社会、数学、理科及び英語の4教科から2教科を入学志願者に選択させて、計3教科とする。

(2) 検査問題

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(3) 検査期日

平成16年3月10日（水）及び同月11日（木）

(4) 検査場

志願先高等学校（本校又は分校）

6 面接及び実技テスト

(1) 面接は、入学志願者全員に対して行う。

(2) 実技テストは、工業科のデザイン科の入学志願者に対して行う。

(3) 面接及び実技テストは、学力検査終了後に行う。

7 入学者の選抜

高等学校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

(1) 各高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。

(2) 全日制の課程については、次の第1選抜及び第2選

抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員（推薦入学確約者を除く。以下この号において同じ。）を下回っている場合は、ア及びイ中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

ア 第1選抜

調査書点（第1、第2、第3学年において履修した必修教科の評定の合計に、選択教科の外国語（共通）の評定合計を加算したものをいう。以下イにおいて同じ。）が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。

イ 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績（A）、調査書点（B）、調査書の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点（C）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、A、B及びCの比率は、それぞれAは3～6、Bは2～4、Cは2～4の範囲内とし、A、B及びCの比率の合計が10となるように定めるものとする。ただし、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としめない。

なお、第2選抜におけるA、B及びCの比率は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

- (3) 定時制の課程については、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

8 合格者の発表

合格者の発表の期日、方法等は、教育長が別に定める。

9 第2次募集

定時制の課程については、第1次募集における合格者が募集人員に満たない場合は、第2次募集を行うものとする。この場合において、学力検査の教科は、第1次募集の場合に準ずる。

なお、学力検査の期日、方法等の詳細については、教育長が別に定める。

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集人員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集人員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

3 出願資格

- (1) 推薦入学を志願できる者は、平成16年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学校長」という。）が推薦するものとする。

ア 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

イ 当該高等学校・学科に適性、興味・関心を有すること。

ウ 人物が優れていること。

エ 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

オ 次の要件のいずれかに該当すること。

(ア) 特別活動において優れた実績を有すること。

(イ) 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

(ウ) 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

- (2) 出願資格の詳細については、各高等学校長が、それぞれの高等学校の教育目標、当該学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

4 出願

推薦入学志願者は、在籍中学校長を経て、高等学校長に推薦入学願書及び自己アピール書を提出しなければならない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 報告書

在籍中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 推薦書

(2) 調査書

6 学力検査

学力検査は、行わない。

7 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テスト

- (1) 推薦入学志願者全員に対して、面接及び集団討論のうちから少なくとも1つ並びに作文及び小論文のうちから少なくとも1つの合わせて2つ以上を行う。

なお、面接、集団討論、作文及び小論文の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テストは、工業科のデザイン科の推薦入学志願者に対して行う。

- (3) 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストを行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成16年2月9日（月） 志願先高等学校（本校又は分校）

8 推薦入学者の選抜

高等学校長は、各高等学校、学科等の特色を踏まえて、自己アピール書、報告書並びに面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストの結果等を総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

9 合格者の発表

合格者の発表の期日、方法等は、教育長が別に定める。

○愛媛県教育委員会告示第5号

平成16年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成15年10月24日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成16年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜実施要項

平成16年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成16年度県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 出願資格

入学を志願できる者は、心身の故障が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定める程度の者で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 本科

ア 平成16年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは中学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 専攻科

ア 平成16年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

3 出願

入学志願者は、在籍学校又は出身学校の校長（以下「在籍学校等校長」という。）を経て（在籍学校及び出身学校のない場合は直接）、志願先学校の校長（以下「志願先校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。

なお、出願期間、出願手続等の詳細については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 報告書

在籍学校等校長から志願先校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定め

る。

(1) 調査書

(2) 健康診断票

5 学力検査

盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科（普通科を除く。）及び専攻科の入学志願者に対して次により学力検査を行う。

(1) 本科

ア 検査教科

志願先校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第61号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成16年3月5日（金）

エ 検査場

志願先の盲学校、聾学校又は養護学校（本校）

(2) 専攻科

ア 検査教科

松山盲学校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領（平成元年10月文部省告示第159号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成16年3月5日（金）

エ 検査場

松山盲学校

6 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して行う。

(2) 適性検査

ア 志願先校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、志願先校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日

学力検査の検査期日と同じ日とする。

7 入学者の選抜

志願先校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

(1) 各学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。

(2) 合否の判定に当たっては、報告書並びに学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果等を総合して判定する。

8 合格者の発表

合格者の発表の期日、方法等は、教育長が別に定める。

